

湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、別に定める湖東圏域「地産地消の店」認証制度実施要領（以下、実施要領）の第11条1項に規定する資材であるロゴマーク（以下「本件ロゴマークという。」）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 実施要領、第1条に規定する目的の達成に向け認証を受けた「地産地消の店」協力店が本件ロゴマークを活用することによって本事業の効果的な推進を目指す。

（用語の定義）

第3条 この要領における本件ロゴマークとは、湖東圏域地産地消推進協議会（以下、協議会という。）が認める別記1および別記2に掲げるロゴマークとする。

（使用の申請）

第4条 本件ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用許可申請書（別記様式第1号）を協議会会長に申請するものとする。

（使用の許可）

第5条 協議会会長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは、「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用許可審査結果通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。通知後、申請者が所在する各市町の協議会事務局を構成する以下の部署から申請者に対し申請書（別記様式第1号）に記載されたメールアドレス宛へ本件ロゴマーク（電子媒体はJPEG。）を送信する。

- (1)彦根市産業部農林水産課
- (2)愛荘町農林振興課
- (3)豊郷町産業振興課
- (4)甲良町産業課
- (5)多賀町産業環境課

2 協議会会長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

（最終成果物の届出）

第6条 使用者は、協議会会長から第5条1項の通知にて使用許可および本件ロゴマークを受取った後、速やかに本件ロゴマークを使用した最終成果物（シールやポップなど）を完成させ、最終成果物2部を添えて「地産地消の店」PR用ロゴマーク最終成果物届出書（別記様式第3号）を協議会会長へ提出する。ただし、最終成果物の提出が困難と認められるものについては、内容の確認ができるものをもって代えることができる。

2 届出後、新たに最終成果物が完成したときやデザイン、用途などに変更があった場合は、都度届出を行うものとする。

(使用の期間)

第7条 本件ロゴマークの使用許可の期間は、第5条1項の通知を行った日から実施要領第7条に規定する認証期間の最終日までとする。

(使用の制限)

第8条 協議会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 本事業の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 本件ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 第9条に規定する使用上の遵守事項に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (5) 協議会が行う事業又は支援等を行う事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 本件ロゴマークに関して、係争中又は解決が図られていないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本件ロゴマークの使用が不適當であるとき。

(使用上の遵守事項)

第9条第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条で受取った本件ロゴマークのデザインに関して、縦横比率の改変をしなければ縮小もしくは拡大のサイズ変更をすることは認められる。ただし、その他文字、デザイン位置、色など一切の改変は認められない。
- (2) 食品衛生法、JAS法等飲食物に関わる関係法に定められた産地表示事項として本件ロゴマーク記載の「湖東産」を使用しないこと。
- (3) 第2条に規定する目的のみに使用し、協議会会長が付した条件に従うこと。
- (4) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) PR用ロゴマークを使用し、商標法による商標登録を行うことなどにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、本件ロゴマークについて自己の権利を主張しないこと。
- (6) 協議会会長から要請があった場合は、本件ロゴマークの使用実態を報告すること。
- (7) 知的財産権の侵害等、本件ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(使用許可の取消し)

第10条 協議会会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不適當と認められたとき。

- 2 協議会会長は、前項の規定による取消しを認めるときは、使用者に対し「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用許可取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示等をしてはならない。
- 4 許可取消者は、協議会会長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。
- 5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、協議会会長は一切の責任を負わない。

（申請内容の変更および使用許可辞退）

- 第11条 使用者は、使用許可申請で申請した内容に変更が生じた場合は、改めて別記第1号様式により協議会会長に提出するものとする。
- 2 使用者は、辞退する場合、「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用辞退届（別記様式第5号）により協議会会長に届出するものとする。また、実施要領第7条1項および第8条2項により認証効力を失った場合は、使用者は本件ロゴマークの使用も停止とする。

（使用料）

- 第12条 本件ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用に起因する問題）

- 第13条 使用者は、本件ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、協議会会長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

- 第14条 使用者は、本件ロゴマークの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を全額賠償しなければならない。

（委任）

- 第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年8月22日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

(別記1)



(別記2)



湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク
「ごちそうさん！湖東産」使用許可申請書（新規・変更）

第 年 月 日 号

湖東圏域地産地消推進協議会長様

<申請者>

住所

氏名（名称及び代表者名）

PR用ロゴ「ごちそうさん！湖東産」を使用したく、使用取扱要領を遵守いたしますので、下記のとおり申請します。

記

「地産地消の店」 認 証 番 号	
使用対象物及び 使用 方法 (種類・名称・規格等)	
目 的	
担 当 責 任 者 (連 絡 先)	フリガナ 名前 TEL / FAX URL パソコンのメールアドレス（携帯アドレス不可）

注) 上記メールアドレス宛に、ロゴマーク（電子媒体）を送信します。

「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用許可審査結果通知書

第 年 月 日 号

様

湖東圏域地産地消推進協議会長 印

【許可する場合】

湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク使用取扱要領第5条1項の規定に基づき審査を行った結果、「地産地消の店」PR用ロゴマークの使用を許可します。

【許可できない場合】

湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク使用取扱要領第5条1項の規定に基づき審査を行った結果、下記の理由で「地産地消の店」PR用ロゴマークの使用を許可できません。

記

不許可の理由：

--

「地産地消の店」PR用ロゴマーク
最終成果物届出書（新規・変更）

第 年 月 日

湖東圏域地産地消推進協議会長様

<届出者>

住所

氏名（名称及び代表者名）

湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク使用取扱要領第8号の規定に基づき最終成果物について（新規・変更）の届出をします。

提出物：

- ・「地産地消の店」PR用ロゴマーク最終成果物届出書 1部
- ・最終成果物の現物または写真（成果物の色合いやサイズが分かるもの） 2部

【変更届出の場合】

- ・以下の空欄をご記入願います。

変更点	
変更を受ける 成果物の 届出をした日	年 月 日

「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用許可取消通知書

第 年 月 日 号

様

湖東圏域地産地消推進協議会長 印

湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク使用取扱要領第 10 条 1 項の規定に基づき判断しました結果、下記の理由にて「地産地消の店」PR用ロゴマークの使用を取消します。直ちに、使用の停止をお願いします。

記

使用許可取消の理由：

「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用辞退届書

第 年 月 日 号

湖東圏域地産地消推進協議会長様

<申請者>

住所

氏名（名称及び代表者名）

湖東圏域「地産地消の店」認証制度におけるPR用ロゴマーク使用取扱要領第 11号 2 項の規定に基づき「地産地消の店」PR用ロゴマーク使用を辞退します。辞退理由は下記のとおりです。

記

辞退理由：